

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 林業課

法令名	佐賀県木材業者及び製材業者登録条例	法令番号	昭和 27 年佐賀県条例第 52 号				
手続名	木材業者及び製材業者の登録の取消し	根拠条項	第 9 条第 1 項				
処 分 基 準	<p>木材業者又は製材業者の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不正な手段により登録を受けたとき。 2 佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったとき。 <p>（参考：条例第 6 条第 1 項） 次に掲げる登録拒否事由に該当しないこと又は登録申請書のうちに虚偽の記載がないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 2 法人でその役員のうち前記 1 に該当する者 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者 						
対応 区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 	処理 機関	林業課	交付 機関	林業課	目次	